新市建設計画

伊勢崎市・赤堀町・東村・境町合併協議会

平成 26 年 3 月変更　伊勢崎市

平成 27 年 3 月変更　伊勢崎市

平成 29 年 9 月変更　伊勢崎市

令和元年 12 月変更　伊勢崎市

令和 3 年 3 月変更　伊勢崎市

令和 4 年 3 月変更　伊勢崎市

目　　　次

１．序論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（１）合併の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）計画策定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２．新市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）位置と地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（３）気候・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（４）面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（５）人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（６）産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３．主要指標の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（１）将来人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）将来世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

４．新市建設の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（１）新市の将来都市像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２）まちづくり理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（３）分野別目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

５．重点プロジェクト　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

６．新市の施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（１）「みんながまとまり、協力しあって暮らすまち」
住民参加・行財政分野の主要施策と主要事業・・・・・・・・・１６
（２）「みんながうるおい、のびのび暮らすまち」
教育・文化分野の主要施策と主要事業・・・・・・・・・・・・２１
（３）「みんなが元気に、躍動して暮らすまち」
産業経済分野の主要施策と主要事業・・・・・・・・・・・・・２５
（４）「みんなが笑顔で、安心・安全・快適に暮らすまち」
都市基盤・生活環境分野の主要施策と主要事業・・・・・・・・３０
（５）「みんながなごやかに、いきいき暮らすまち」
福祉・医療分野の主要施策と主要事業・・・・・・・・・・・・３６

７．新市における群馬県事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

８．公共施設の適正配置と整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

９．財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

参考資料
主要施策主要事業一覧と用語解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

１．序論

（１）合併の必要性

①　地方分権の推進

地方分権の目的は「地方自治体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること」であり、権限や財源等が地方自治体に移され始めている。地方自治体が、地域の個性を生かして独自の発展を図るためには、地方自治体が主体性を発揮し、自己決定・自己責任による自治体運営を実現していくことが重要である。そのためにも地方自治体は、行財政基盤を強化することが求められている。新市が 20 万人都市となり、特例市になると、環境保全や都市計画に関する権限が拡大し、今まで以上に環境に配慮したまちづくりや、住みやすいまちづくりを進めることが可能になる。

②　高齢化への対応

新市の高齢者数（65 歳以上）は今後も増加し、高齢化率は徐々に上昇するものと予想される。高齢者の増加とともに少子化の進行に歯止めがかからない場合には、高齢者を支える若者の割合が低下し、将来住民負担を増額せざるを得ない局面も危惧される。

こうした人口構成の変化に応じて、福祉や医療面の充実を図るためには、合併して行財政基盤を強化することが必要である。さらに、合併によって魅力あるまちづくりを進め、若い世代の定住、転入を促すことが求められている。

③　生活圏の広域化への対応

住民の日常生活圏は、道路網の整備、車社会の発達などにより、行政区域を越えて広域化している。毎日の通勤・通学を例にとると、他市町村に出掛けて従業・通学する割合は、伊勢崎市が 35.3%、赤堀町が 53.1%、東村が 62.2%、境町が 55.7%である。一方、他市町村から従業・通学する割合は、伊勢崎市が 38.1%、赤堀町が 58.3%、東村が 53.0%、境町が 43.3%である。こうした住民の生活圏の広域化や市町村を越えて市街地が連続している状況を踏まえて生活しやすいまちを提供していくためには、従来の行政区域を越えて、より広域的な視点からまちづくりを行うことが求められている。

④　多様化する住民ニーズへの対応

情報化社会の進展、交通利便性の向上などによって、住民の価値観やライフスタイルは多様化するとともに、行政に対するニーズは細分化され、高度化している。医療・福祉分野をはじめとして、きめ細かい行政サービスを提供して多様化する住民ニーズに応え、住民満足度の高いまちを実現していくためには、行財政基盤の充実とともに、専門的かつ高度な能力を有する職員の育成・確保が必要になっている。新たな課題に対して迅速で的確な対応をすることができるよう、もっとも住民に身近な行政主体である市町村が、合併に

よって専門性を高め、機動力を強化することが求められている。

⑤　行政の効率化

国の財政悪化や長引く景気低迷に伴い、１市２町１村でも地方交付税や税収が伸び悩み、さらに厳しい財政運営となることが予想される。限られた予算の中で、行政サービスを充実させ、今まで以上に暮らしやすいまちを実現していくためには、合併によって効率的に行政サービスを提供することや、行政のスリム化を図ることが求められている。さらに合併によって都市基盤や産業基盤の充実、住環境の向上を図り、産業や人口をさらに集積させて財政基盤を強化し、自立できるまちへと転換を図ることが必要である。

（２）計画策定の方針

①　計画の趣旨

本計画は「市町村合併の特例に関する法律」に基づき、伊勢崎市、赤堀町、東村、境町の合併後の新市のまちづくりの基本方針を示したものである。上記法律によれば、新市建設計画は「合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」とされ、本計画もこの趣旨に沿って策定したものである。

②　計画の構成

本計画は、新市を建設するための「基本方針」、新市の基本方針を具体的に実現していくための「主要事業」、「公共施設の適正配置と整備」、「財政計画」を中心とした構成としている。

③　計画の期間

本計画の計画期間は、平成 17 年度から令和 6 年度までの 20 年間とする。

２． 新市の概況

（１）位置と地勢

新市は群馬県南部、関東平野の北西に位置し、首都圏から 80～100ｋｍの距離にある。前橋市、高崎市、桐生市、太田市といった群馬県の主要都市に囲まれ、新市はその中央部に位置している。東側は笠懸町、薮塚本町、新田町、尾島町に、南側は埼玉県深谷市、本庄市に、西側は前橋市、玉村町に、北側は粕川村、新里村に接している。

新市は赤城山麓の南面に位置し、新市の北部に一部丘陵地があるほか、全体はほぼ平坦地である。新市の南部には利根川が流れ、その支川である広瀬川、粕川、早川などの河川や沼池がある。

（２）歴史

新市には、豪族の屋敷を模した家形埴輪が出土した茶臼山古墳をはじめとした古墳があり、早くから力のある豪族が形成され、組織化された社会が営まれていたことがうかがえる。新市は火山灰地で水はけがよく、桑の成長に適していたため古くから養蚕が盛んであり、江戸時代には太織の産地として知られ、明治以降には「伊勢崎銘仙」が全国的に有名になり、織物のまちとして発展してきた。近年は利便性に優れた幹線道路網を活かして、製造業や大規模商業施設の進出が進み、商工業が盛んな産業地域となってきている。また近郊農業も盛んで農産物の生産も多い地域である。

明治 22 年に市制町村制が施行された当時、新市は 2 町 12 村に分かれていたが、昭和 15 年に伊勢崎町、茂呂村、殖蓮村が合併して伊勢崎市となり、昭和 30 年には三郷村、豊受村、名和村、宮郷村を編入して現在の伊勢崎市となっている。同年には、境町、采女村、剛志村、島村が合併し、さらに昭和 32 年に世良田村の一部を編入して現在の境町が誕生している。赤堀村、東村は明治の大合併以降、これまで一度も合併しなかったことにより名称も変わっていなかったが、昭和 61 年には、赤堀村が町制を施行し赤堀町となり、現在の 1 市 2 町 1 村が成り立っている。

（３）気候

新市の 1 年を通じての平均気温は約 15.3 度、年間降水量は約 1,200ｍｍ、気候は県内では比較的温暖で、雨の日が最も少なく日照時間が長いという特徴がある。冬季は「上州のからっ風」と呼ばれる寒風が吹く。

（４）面積

新市は、東西約 14ｋｍ、南北約 19ｋｍで南北にやや細長い形状である。国土地理院市町村別面積によれば、新市の面積は合計 139.33ｋ㎡であり、県内で 2.2％を占める。新市は県内 11 市の中で、前橋市に次いで 2 番目に広い都市となる。

（５）人口

①　人口

新市の人口（平成 12 年国勢調査人口）は、194,393 人であり、県内で 9.6%を占め、前橋市（284,155 人）、高崎市（239,904 人）などの 20 万人都市に次いで、県内 11 市中第 3 番目の人口規模を持つ都市となる。

新市の年少人口（14 歳以下）は 31,176 人、構成比は 16.0%である。近年年少人口の構成比が低下しているが、県内 11 市中で第 1 番目に年少人口構成比が高い都市である。一方、新市の老年人口（65 歳以上）は 31,813 人、高齢化率は 16.4%である。徐々に高齢化率が上昇しているが、県内 11 市中で第 2 番目に高齢化率が低い都市である。

新市の人口（国勢調査）　　　　**※括弧内は構成比**

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総人口	175,254 人	184,420 人	194,393 人	202,447 人	207,221 人
年少人口 （14 歳以下）	32,961 人 (18.8%)	31,031 人 (16.8%)	31,176 人 (16.0%)	32,133 人 (15.9%)	31,776 人 (15.3%)
生産年齢人口 （15～64 歳）	120,528 人 (68.8%)	126,751 人 (68.7%)	131,243 人 (67.5%)	133,682 人 (66.0%)	132,185 人 (63.8%)
老年人口 （65 歳以上）	21,717 人 (12.4%)	26,612 人 (14.4%)	31,813 人 (16.4%)	36,547 人 (18.1%)	42,063 人 (20.3%)
年齢不詳	48 人	26 人	161 人	85 人	1,197 人

②　世帯数

平成 12 年国勢調査によれば、新市の世帯数は 65,927 戸であり、県内で 9.5%を占め、県内 11 市中第 3 番目である。一世帯当たり人数は 2.9 人／戸である。一世帯当たりの人数は減少しており、核家族化の進行がうかがえる。

新市の世帯数（国勢調査）

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
世帯数	52,498 戸	59,087 戸	65,927 戸	71,370 戸	76,527 戸
一世帯当たり人数	3.3 人／戸	3.1 人／戸	2.9 人／戸	2.8 人／戸	2.7 人／戸

（６）産業

①　産業別就業者数

平成 12 年国勢調査によれば、新市の就業者数は 101,381 人であり、第一次産業就業者数は 6,029 人で 5.9%、第二次産業就業者数は 42,887 人で 42.3%、第三次産業就業者数は 52,122 人で 51.4%である。近年、第一次産業就業者数が減少し、第二次、第三次産業就業者数が増加している。

新市の産業別就業者数（国勢調査） ※括弧内は構成比

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総人口	93,205 人	98,724 人	101,381 人	102,608 人	100,387 人
第一次産業就業者数	8,212 人 (8.8%)	7,028 人 (7.1%)	6,029 人 (5.9%)	5,473 人 (5.3%)	4,371 人 (4.4%)
第二次産業就業者数	43,581 人 (46.8%)	43,784 人 (44.3%)	42,887 人 (42.3%)	39,059 人 (38.1%)	35,299 人 (35.1%)
第三次産業就業者数	41,328 人 (44.3%)	47,800 人 (48.4%)	52,122 人 (51.4%)	57,440 人 (56.0%)	56,686 人 (56.5%)
不詳	84 人	112 人	343 人	636 人	4,101 人

② 農業

平成 13 年生産農業所得統計によれば、新市の農業粗生産額は 179.4 億円であり、県内 11 市中第 1 番目の生産額である。県内市部の農業粗生産額の平均は 55.0 億円であり、新市は大きく上回っている。

新市の農業粗生産額（生産農業所得統計）

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 18 年
農業粗生産額	247.0 億円	227.4 億円	179.7 億円	179.4 億円	168.5 億円

③ 工業

平成 13 年の工業統計調査によれば、新市の製造品出荷額は 9,674 億円、従業者数は、28,581 人である。製造品出荷額の規模は、県内 11 市中第 2 番目である。近年、製造品出荷額は微増したものの、従業者数は減少している。

新市の製造品出荷額（工業統計）

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 23 年
製造品出荷額	9,717 億円	1 兆 0,096 億円	9,521 億円	9,674 億円	1 兆 0,713 億円
従業者数	32,464 人	31,953 人	29,522 人	28,581 人	25,531 人

④ 商業

平成 14 年の商業統計調査によれば、新市の小売業年間販売額は 2,234 億円、従業者数は 13,459 人である。新市の小売業年間販売額は、県内 11 市中第 3 番目の大きさである。新市は、これまでロードサイド型の商業施設が集積してきたが、近年は長引く景気低迷の影響を受けて、小売業年間販売額、従業者数は横ばいで推移している。

新市の小売業販売額（商業統計）

	平成 3 年	平成 6 年	平成 11 年	平成 14 年	平成 19 年
小売業販売額	1,864 億円	1,948 億円	2,332 億円	2,234 億円	2,297 億円
従業者数	9,072 人	10,110 人	13,136 人	13,459 人	12,849 人

３．主要指標の見通し

（１）将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年３月推計)」によると、本市は、令和７年に向けて、人口が減少することが予測されている。

伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンでは、本市の将来人口は、令和２年にピークを迎え、その後は人口が減少していくと展望している。また、年齢３区分別の将来人口については、14 歳以下の年少人口は、少子化の影響により減少傾向にあり、65 歳以上の老年人口は、高齢化の影響により増加していくものと展望している。

新市の将来人口

	平成 12 年 国勢調査	平成 17 年 国勢調査	平成 22 年 国勢調査	平成 27 年 国勢調査	令和２年 国勢調査	令和７年 推計人口
新　市 (年齢不詳者除く)	194,393 人 (194,232 人)	202,447 人 (202,362 人)	207,221 人 (206,024 人)	208,814 人 (207,115 人)	211,850 人 (208,278 人)	209,680 人
14 歳以下	31,176 人 16.1%	32,133 人 15.9%	31,776 人 15.3%	29,540 人 14.1%	27,506 人 13.2%	28,762 人 13.7%
15～64 歳	131,243 人 67.6%	133,682 人 66.0%	132,185 人 63.8%	128,354 人 61.5%	127,686 人 61.3%	127,289 人 60.7%
65 歳以上	31,813 人 16.3%	36,547 人 18.1%	42,063 人 20.3%	49,221 人 23.6%	53,086 人 25.5%	53,630 人 25.6%
年齢不詳者	161 人	85 人	1,197 人	1,699 人	3,572 人	－

（２）将来世帯数

新市ではこれまで核家族化や人口増加に伴い世帯数が増加してきた。今後も核家族化の傾向が続くと考え、一世帯当たり人数の減少が見込まれ、令和 7 年の世帯数は概ね 87,800 戸、一世帯当たり人数は 2.4 人と予想される。

新市の将来世帯数

	平成 12 年 国勢調査	平成 17 年 国勢調査	平成 22 年 国勢調査	平成 27 年 国勢調査	令和２年 国勢調査	令和７年 推計世帯数
世帯数	65,927 戸	71,370 戸	76,527 戸	80,110 戸	86,200 戸	87,800 戸
一世帯当たり 人数	2.9 人／戸	2.8 人／戸	2.7 人／戸	2.6 人／戸	2.5 人／戸	2.4 人／戸

４．新市建設の基本方針

（１）新市の将来都市像

＜将来都市像＞

幸せ・生きがい実感します！
水と緑、陽光あふれる
新しい県央都市
～明日へはばたくＭＵＧＥＮのまち～
Ｍ（みんなまとまり）Ｕ（うるおい）Ｇ（元気に）Ｅ（笑顔で）Ｎ（なごやかに）

＜将来都市像の意味＞

新市では、物の豊かさからくる「幸せ」ばかりでなく、心の満足からくる「幸せ」や健康であることによる「幸せ」を感じ、学習・労働やコミュニティ活動などを通じて、すべての住民が「生きがい」を持って暮らせるまちを実現します。

そして、水と緑、陽光があふれる環境で暮らすなかで、住民一人ひとりの夢・希望がかなえられる「新しい県央都市」を創り出します。

新市では、「無限」の可能性が生まれ、世代を超えてすべての人が明日に向かってはばたいていくことができます。

（２）まちづくり理念

新市のまちづくり理念は、将来都市像を実現する上でのまちづくりの基本的な考え方である。まちづくりの中心的な考え方を、次のように設定した。

＜まちづくり理念＞

■「交流によるまちづくり」

新市は日光例幣使街道の宿場町として栄えた歴史を持ち、現在では北関東自動車道、上武道路をはじめとした幹線道路が整い、経済活動、日常生活、文化活動を支えている。新市の広域的な交通条件を活かすとともに、情報通信基盤をさらに充実させ、人、物、情報の交流を活性化させて地域の発展を図っていく。多彩な文化活動が展開し、新たな産業が育ち、住民や企業が活躍できる機会に満ちたまちづくりを進めていく。

■「個性を活かすまちづくり」

合併によって１市２町１村が一つになり、広域商業施設、総合病院、大学などの都市機能と、秋桜が咲きそろう田園地帯が備わる新しいまちが誕生する。各地域がこれまで築き上げてきた伝統や地域資源を積極的に活用するとともに、新しい仕組みや活動を創出することによって、生活利便性が高く、なおかつ快適性に優れた高品質なまちを目指していく。多彩な地域資源から新しい価値を引き出して、住民が暮らしやすいまちづくりを進めていく。

■「自立と協働によるまちづくり」

これまで進めてきた住民参加によるまちづくりをさらに発展させ、住民が主体的に判断できる機会を拡充し、住民主役のまちづくりを目指していく。さらに住民、企業、行政がそれぞれの特徴を活かして地域運営を担うことによって、効率的で地域に即したまちづくりを実現する。新市の未来は住民が選択し、住民自らが責任や役割を担うことで、住民の愛着と熱意があふれるまちづくりを進めていく。

（３）分野別目標

①「みんながまとまり、協力しあって暮らすまち」－住民参加・行財政分野の目標

　新市の計画づくりや地域運営に対して、住民が積極的に参加できるまちを提供していく。新市を構成する住民、企業、行政が協力し合い、それぞれの個性と能力が十分に発揮できる自立したまちを目指していく。新市では全国で最初の環境ＮＰＯ法人が誕生しており、住民や地域団体が中心となった新しい活動を積極的に支援し、住民の創意工夫や善意が活かされるまちを実現する。

　さらに新市が備える地域資源、公共施設、人材等の潜在能力を引き出すとともに、情報通信技術を活用して電子自治体を構築し、行き届いた行政サービスの提供、効率的な地域運営、行財政のスリム化を実現し、筋肉質の組織へと体質の転換を図っていく。

②「みんながうるおい、のびのび暮らすまち」－教育・文化分野の目標

　豊かな人間性を備え、次代の新市を担う優れた人材を育むまちを実現する。教育内容では実践的で幅広い体験教育や上武大学・東京福祉大学との連携を重視し、教育環境では特色ある学校運営に挑戦し、心豊かな人材を養成していく。さらに、生涯学習や文化活動の機会を充実させて、生きがいを実感でき、心がうるおうまちを提供する。新市は、文化施設やスポーツ施設に恵まれることから、文化やスポーツを通じた地域間交流を積極的に行い、楽しさと活力に満ちたまちを目指していく。さらに、養蚕、銘仙をはじめ、地域が育んできた技術、祭り、行事などを尊重し、伝統文化を大切にしたまちを実現する。

③「みんなが元気に、躍動して暮らすまち」－産業・経済分野の目標

　県央の２０万人都市として、高次都市機能の集積を図り、活気に満ちた経済活動と楽しさあふれる余暇活動が展開するまちを目指していく。前橋市、高崎市、桐生市、太田市といった県内主要都市の中央に位置する新市は、幹線道路網にも恵まれ、優れた交通条件を備えている。この特長に磨きをかけるとともに、立寄り機能や集客機能の充実を図り、人や物の交流を活かした産業振興を実現していく。情報通信基盤の整備、コミュニティビジネスへの支援を行い、新たな産業の育成を図っていく。

　さらに生活道路や公共交通の充実を図るとともに、安全で快適な歩行者空間を確保し、新市の一体性確立、生活利便性の向上、人と車が共存できるまちを実現していく。

④「みんなが笑顔で、安心・安全・快適に暮らすまち」－都市基盤・生活環境分野の目標

新市には利根川とその支川である広瀬川、粕川、早川が流れ、新市の生態系を支えている。新市に残された沼地や丘陵地の公園化や、河川沿いのプロムナード化などによって、自然とのふれあいを楽しめる潤いあるまちを実現していく。

また、新市の防災機能や防犯機能を向上させるとともに、消防機能や汚水処理機能を充実させて、新市全体を心から安心できるまちにしていく。さらにごみの減量化やリサイクルを推進して、資源循環型社会を築いていく。

⑤「みんながなごやかに、いきいき暮らすまち」－福祉・健康分野の目標

高齢化の進展を踏まえ、保健、医療、福祉をさらに充実させて、すべての住民がなごやかに暮らせるまちを目指していく。新市のスポーツ施設をさらに充実させるとともに、医療機関と連携して予防医学の普及を図り、生涯スポーツを発展させて生活習慣病などを防いで、健康長寿のまちを実現する。加えて子育て環境についても、支援策を充実させて、若い世代の定住と流入を促し、少子化防止の先進都市を実現していく。

住民と行政が協力し、住民の優しさを行き届いた福祉サービスにつなげる仕組みを整え、善意にあふれるまちを創出し、高齢者も障害者もいきいきと暮らせるまちを実現していく。

５．重点プロジェクト

重点プロジェクトは、新市のまちづくりの骨格となる事業であるとともに、合併後早期（５年以内）に着手する事業である。

①　人と人とのつながり実感プロジェクト

■名称	人と人とのつながり実感プロジェクト
■内容	合併を契機として、住民参加の仕組みの整備、ＮＰＯ法人等とのパートナーシップ確立を図るとともに、住民相互の交流や地域間交流を充実させて、「参加」と「交流」を通じて充実感が実感できる地域社会を実現するプロジェクトである。 住民参加が浸透して、住民個人や活動団体が主体的にまちづくりに関わることによって、生活者の価値観を重視したまちを実現していく。さらに、祭りやスポーツを通じて、新市内外で新たな交流を育み、その結果として住民が、人と人とのつながりを実感するプロジェクトである。
■骨格となる事業	
【住民参加促進事業】 行政と住民の情報共有化を進めるとともに、構想・計画段階から住民の意見が反映されるよう、住民会議やパブリックコメント制度をはじめとして多様な住民参加の仕組みを整える。	
【住民交流促進事業】 各地域の歴史文化を尊重し、これまで自治会等が中心となって支えてきた祭りや行事の継承を前提としながら、全市的なイベントへの発展や新しいイベント企画等によって、楽しさに満ちた住民交流を促進する。	
【地域間交流事業】 文化活動やスポーツ活動を通じて、学校、文化団体、競技団体同士の地域間交流を促し、地域の活性化、文化の香る地域を実現する。	
【住民活動推進事業】 行政とのパートナーシップを確立するため、まちづくりの担い手であるＮＰＯ法人、ボランティア団体、まちづくり団体等の相互交流拠点を整備する。さらに電子会議室など住民の情報交換手段を充実させて、各種団体間のネットワーク構築を促し、住民活動を一層活発にしていく。	

②　健康幸せプロジェクト

■名称	健康幸せプロジェクト
■内容	健康診断と連動した適切な運動指導を充実させるとともに、生涯スポーツの普及を図り、スポーツを通じた健康増進を図るプロジェクトである。身近な場所で手軽に運動できるようにスポーツ施設の充実を図り、スポーツ大会を充実させて、運動を日常生活に定着させていく。幅広い住民が個人個人の体力に応じた運動を行うことによって、生活習慣病や寝たきりを防ぎ、その結果として福祉や医療分野への財政負担を軽減していく。さらに、スポーツを通じて地域間交流、世代間交流を図り、青少年の健全育成にも役立てていく。スポーツを通じて、住民が健康による幸せを実感するプロジェクトである。

■骨格となる事業
【生涯スポーツ推進事業】 住民がそれぞれ得意なスポーツ種目を持ち、継続してスポーツに取り組んで健康増進に結びつくよう、生涯スポーツの意識を普及させる。住民それぞれの健康診断に基づいて、適切な運動メニューを提案できるような体制づくりの推進を図る。
【スポーツ大会開催事業】 全国的なスポーツ大会を積極的に誘致するとともに、学校や競技団体が開催する各種スポーツ大会を通じた地域間交流、世代間交流を盛んにして、新市への訪問者、滞在者を増やしていく。
【スポーツ施設整備事業－社会体育館及びサッカー場整備】 柔道場と剣道場を備えた体育館と、サッカー場を整備し、住民の健康づくりに向けた拠点施設とする。（赤堀町） バスケット、バレーボールができる体育館を整備し、住民の健康づくりに向けた拠点施設とする。（境町）

③　子育て環境充実プロジェクト

■名称	子育て環境充実プロジェクト
■内容	安心して子育てできる環境を充実させるとともに、子育てに伴う時間的負担を軽減する施策を強化して、県内でも優れた子育て支援を行うプロジェクトである。 新市は人口が増加している特長を持ち、子育て世代が流入している。子育て支援をさらに充実させることによって、子育て世代の定住と流入を後押しし、将来にわたって活気あるまちを実現する。

■骨格となる事業

【放課後児童クラブ整備・充実事業】
児童を放課後に預かる放課後児童クラブの整備を進めるとともに内容を更に充実することにより、子育て家庭の負担を軽減する。

【地域子ども教室設置事業】
放課後や休日に学校の校庭や教室などを子どもの居場所とし、地域に住む指導員のもとで様々な活動を行う地域子ども教室の設置を推進する。

【ファミリーサポートセンター充実事業】
子どもに関わりたい住民と子どもを一時預かって欲しい住民との橋渡しをし、子育て世帯の負担を軽くするファミリーサポートセンターの充実を図る。

④　飛躍に向けた基盤充実プロジェクト

■名称	飛躍に向けた基盤充実プロジェクト
■内容	新市の幹線道路網の良さに磨きをかけ、優れた特長をさらに伸ばして、人・物の交流を活用して産業振興を促すプロジェクトである。 新市内外との円滑な交流が一層活発になるよう、幹線道路網をさらに充実させて、生活や産業の基盤を整えていく。さらに、新市に人を引き込む観光ルートや立ち寄り拠点を創出し、賑わい拠点やリフレッシュ拠点を充実させて新市全体の集客性を高め、県央都市としての飛躍につながるよう基盤整備を進めていく。
■骨格となる事業	
【公園整備事業－多田山丘陵自然公園整備、東村北小、東小、南小学校区近隣公園整備】 松やクヌギなどが生い茂る多田山丘陵地を生かした憩いの場としての自然公園を整備する。（赤堀町） 住民が気軽に利用できる身近な公園となるよう、北小学校区、東小学校区、南小学校区に対して近隣公園を整備する。（東村）	
【公園緑化イベント事業－(仮称)波志江沼環境ふれあい公園整備】 自然景観に恵まれた波志江沼を中心に、自然とのふれあいや共生をテーマとした総合公園を整備し、群馬県知事が開催誘致を表明している平成20年の全国都市緑化フェア開催を目指す。（伊勢崎市）	
【鉄道交通整備事業－境町駅橋上化事業】 駅利用者の利便性を向上させ、駅前の賑わいづくりを促進させるため、鉄道駅の橋上化を図る。（境町）	
【観光交流施設整備事業－伊勢崎 PA 周辺整備事業】 北関東自動車道の伊勢崎ＰＡにハイウェイオアシスを整備し、観光・集客拠点としていく。（伊勢崎市）	
【観光地づくり事業－歩きたくなる道づくり観光ルート整備事業】 既存の観光資源を、楽しく快適に歩いて周遊できるように、遊歩道を整備するとともにそこへのアクセス道路を充実し、利便性を高める。（東村）	
【道路整備事業】 新市全体の一体性を強化するとともに、旧市町村間の円滑な往来を実現するため、新市骨格道路のうち外環状道路の整備をする。（赤堀町、東村、境町）	

⑤　行政サービス向上プロジェクト

■名称	行政サービス向上プロジェクト
■内容	より効率的な行政組織に向けた改革により、住民満足度の高い行政サービスを提供するプロジェクトである。 　ＩＴ時代に対応した電子自治体の構築、成果を重視した新しい行政評価システムの導入などによって、業務の効率化やコスト削減を図りながら、住民ニーズにかなったサービスを提供していく。４市町村が一つの自治体となり、一時的には大きな組織となるが、効率的な新市運営に努めて、サービス水準を向上させる。

■骨格となる事業
【住民サービス向上事業】 　旧市町村の電算処理システムの統合により、窓口サービスの利便性向上や業務の効率化を図るとともに、ＬＧＷＡＮへの接続、申請・届出書類の電子化等により電子自治体を構築し、住民サービスの向上と窓口サービスの簡素化を図っていく。
【行政効率化推進事業】 　最少の経費で最大の効果をあげるため、ＰＦＩ制度や行政評価システム等を導入し、コストと成果を重視して事業を進めていく。
【職員能力開発事業】 　高度な専門知識と高い政策形成能力を持つ人材育成を目的とした研修制度を整備するとともに、人事評価制度の見直しを図り、職員が能力を十分に発揮できる環境を整える。
【コスト削減推進事業】 　予定価格の事前公表、入札執行方法の変更、現場説明会の廃止、条件付一般競争入札制度などの改善や電子入札の導入により、透明で効果的な入札制度を定着させてコスト削減を図る。
【庁舎施設整備事業】 　本庁・支所の役割分担に応じ、本庁別館を整備するとともに、効率的な窓口サービスが提供できるよう赤堀支所、東支所、境支所の改修を行う。

６．新市の施策

（１）「みんながまとまり、協力しあって暮らすまち」
－住民参加・行財政分野の主要施策と主要事業

１）主要施策

①地域コミュニティの充実

○地域コミュニティ活動への支援

活発な地域コミュニティ活動が展開されるよう、活動の拠点的施設や支援体制を充実させる。

○地域コミュニティ一体化の促進

４市町村の地域コミュニティ活動の一体化や連携を促進するため、自治会等を中心に地域コミュニティ活動に関連した交流活動やイベント等を充実させる。

②人権尊重・男女共同参画

○差別解消に向けた計画づくり

差別のない社会の実現、性別に関わりなく活躍できる社会の実現を目指し、意識と行動の変革に向けた活動計画を策定する。

○意識改革に向けた教育活動の充実

人権意識を普及させ、家庭・職場における男女平等意識の高揚を図るため、様々な機会を活用して教育活動を充実させる。

③国際交流、都市交流の推進

○国際交流活動拠点の拡充

海外姉妹都市や外国人居住者との交流を推進し、経済活動や文化活動が一層活発になるよう、国際友好会館の活用を図る。

○外国人居住者との交流促進

新市の外国人居住者に対する相談機能の充実、住民との交流活動の促進等によって、相互理解を深めるとともに、国際社会で活躍できる広い視野を備えた人材を育てていく。

○スポーツや文化を通じた地域間交流の推進

スポーツ活動や文化活動を通じ、国内の他地域との交流活動を活発にして、地域活性化を図っていく。

④協働によるまちづくりの推進

○住民参加型のまちづくりの推進

住民が様々な形でまちづくりに参加できる仕組みや、住民と行政がそれぞれの特徴を活

かしながら協力し合える仕組みを整える。

○ボランティア団体、ＮＰＯ法人の活動支援

ボランティア団体やＮＰＯ法人が多様なサービスを提供し、住民の豊かな生活を支え、住民一人ひとりが社会の担い手となるために、ボランティア団体、ＮＰＯ法人の設立や活動を積極的に支援する。

⑤広報・広聴の充実

○行政情報の提供、発信の充実

行政と住民が協働するためには、行政情報の共有化を進めることが重要であり、多様な情報媒体を活用して行政情報の開示を進める。

○住民ニーズの尊重

住民ニーズや満足度を尊重して、まちづくりや行政サービスを展開することが重要である。定期的に住民ニーズや住民満足度を図り、新市の運営に活かしていく。

⑥行政推進体制の充実

○新たな総合計画の策定

新市の行政運営の基本となる新市総合計画を策定する。

○電子自治体の構築

旧市町村の電算処理システムの統合、業務の電子化を進め、利用しやすい行政サービスの提供、効率的な事務処理を実現していく。

○分権型社会に向けての体制づくり

これからの地方自治体には、「自己決定・自己責任」が求められてくるため、分権型社会に対応できる体制を整えていく。

○行政のスリム化実現

合併を契機として本庁・支所の機能分担、職員能力の向上、業務の見直しを図り、行政のスリム化を実現していく。公共施設の運営をはじめとして、企業、ＮＰＯ法人、ボランティア団体等に積極的に業務を委託していく。

⑦健全な財政運営

○堅実な財政運営の実現

地方交付税制度の見直しが予想される中では、次の世代に対して健全な財政を譲り渡していくことが重要である。コスト削減に努め、財政の健全性を維持していく。

○分かりやすい財政情報の提供

現在の財政状況や将来の財政見通しについて、住民に分かりやすく説明するため、ホームページ、広報紙等を活用して、財政情報を積極的に提供していく。

２）主要事業

①地域コミュニティの充実に関する主要事業

○地域コミュニティ活動への支援	■地域コミュニティ施設整備事業 既存の公共施設、空き店舗や空きオフィスなどの有効活用も視野に入れ、地域コミュニティ活動の拠点となる施設を整備する。
	■地域コミュニティ活動支援事業 地域コミュニティ活動が今まで以上に活発になるよう各種支援を行うとともに、地域通貨導入について研究する。さらに地域コミュニティ活動に関する情報掲示用のホームページを開設し、地域単位の活動、行事、会合等の情報提供や住民意見の収集を行う。
○地域コミュニティー体化の促進	■住民交流促進事業 各地域の歴史文化を尊重し、これまで自治会等が中心となって支えてきた祭りや行事の継承を前提としながら、全市的なイベントへの発展や新しいイベント企画等によって、楽しさに満ちた住民交流を促進する。
	■合併記念イベント事業 合併記念事業として、住民と行政との協働によって、市町村合併に向けたカウントダウンイベントや新市誕生記念イベントを開催する。

②人権尊重・男女共同参画に関する主要事業

○差別解消に向けた計画づくり	■人権教育・男女共同参画推進事業 人権教育の推進、男女共同参画社会の実現に向け、人権教育行動計画、男女共同参画推進計画を策定するとともに、目標達成に向けた具体的な活動を計画的に実践する。
○意識改革に向けた教育活動の充実	■学校教育における人権教育推進事業 学校教育において、人間が生まれながらにして備えている権利について分かりやすく説明し、人権尊重の精神を養う教育を推進する。
	■意識改革フォーラム、講習会開催事業 人権教育行動計画、男女共同参画推進計画の考え方を普及するため、フォーラムや講習会の開催、講師派遣等を行う。

③国際交流、都市交流の推進に関する主要事業

○国際交流活動拠点の拡充	■国際交流関連事業 国際友好会館を国際交流拠点として整備し、外国人居住者との文化交流等に活用していく。
○外国人居住者との交流促進	■外国人相談充実事業 外国人居住者の日常生活に関する悩みを受け付ける「外国人相談窓口」の内容を充実する。
	■外国人居住者との交流事業 語学習得、文化活動、スポーツ活動などを通じて、外国人居住者と住民との交流を促し、国際的視野を備えた人材を育成する。

	■国際交流イベント開催事業 外国人居住者がお国自慢の料理をつくり、住民に味わってもらうことにより、食を通じた国際交流を実施する。また、公共施設、空き店舗や空地などを、外国人居住者、海外商品取り扱い業者等に一定期間貸出して、国際バザールを開設する。
○スポーツや文化を通じた地域間交流の推進	**■地域間交流事業** 文化活動やスポーツ活動を通じて、学校、文化団体、競技団体同士の地域間交流を促し、地域の活性化、文化の香る地域を実現する。

④協働によるまちづくりの推進に関する主要事業

○住民参加型のまちづくりの推進	**■住民参加促進事業** 行政と住民の情報共有化を進めるとともに、構想・計画段階から住民の意見が反映されるよう、住民会議やパブリックコメント制度をはじめとして多様な住民参加の仕組みを整える。
○ボランティア団体、ＮＰＯ法人の活動支援	**■ボランティア団体、ＮＰＯ法人活動支援事業** 人材や活動場所の確保などＮＰＯ法人の運営を支援するとともに、活動内容など住民への普及啓発活動を行う。
	■住民活動推進事業 行政とのパートナーシップを確立するため、まちづくりの担い手であるボランティア団体、ＮＰＯ法人、まちづくり団体等の相互交流拠点施設を整備する。さらに電子会議室など住民の情報交換手段を充実させて、各種団体間のネットワーク構築を促し、住民活動を一層活発にしていく。

⑤広報・広聴の充実に関する主要事業

○行政情報の提供、発信の充実	**■情報公開充実事業** 住民が行政情報をいつでも入手できるよう、情報公開の場所や開示内容の充実を図るとともに、ホームページを活用した行政情報の開示を進める。
○住民ニーズの尊重	**■住民ニーズ把握事業** 定期的な住民意識調査、モニター制度、行政と住民との定期的な懇話会などにより、住民ニーズを積極的に把握する仕組みを充実させる。

⑥行政推進体制の充実に関する主要事業

○新たな総合計画の策定	**■新市総合計画の策定** 旧市町村の総合計画、新市建設計画を踏まえ、住民とともに新市総合計画を策定する。
○電子自治体の構築	**■住民サービス向上事業** 旧市町村の電算処理システムの統合により、窓口サービスの利便性向上や業務の効率化を図るとともに、ＬＧＷＡＮへの接続、申請・届出書類の電子化等により電子自治体を構築し、住民サービスの向上と窓口サービスの簡素化を図っていく。

○分権型社会に向けての体制づくり	**■行政効率化推進事業** 最少の経費で最大の効果をあげるため、ＰＦＩ制度や行政評価システム等を導入し、コストと成果を重視して事業を進めていく。
	■政策発信推進事業 政策シンクタンクを設立し、全国の自治体の行政モデルとなる政策研究と実践を図り、その成果を全国へ向けて発信し、「政策自治体」としてのブランドの確立を図る。
○行政のスリム化実現	**■庁舎施設整備事業** 本庁・支所の役割分担に応じ、本庁別館を整備するとともに、効率的な窓口サービスが提供できるよう赤堀支所、東支所、境支所の改修を行う。
	■職員能力開発事業 高度な専門知識と高い政策形成能力を持つ人材育成を目的とした研修制度を整備するとともに、人事評価制度の見直しを図り、職員が能力を十分に発揮できる環境を整える。
	■民間委託（アウトソーシング）推進事業 公共施設の管理運営をはじめとして、行政が直営で実施してきた業務の見直しを行うとともに、指定管理者制度を積極的に活用し、効率化できるものから民間委託に切り替えて行政のスリム化を実現していく。

⑦健全な財政運営に関する主要事業

○堅実な財政運営の実現	**■コスト削減推進事業** 予定価格の事前公表、入札執行方法の変更、現場説明会の廃止、条件付一般競争入札制度などの改善や電子入札の導入により、透明で効果的な入札制度を定着させてコスト削減を図る。
	■行政サービス・受益者負担適正化事業 各種事務事業の精査を行い、行政サービス水準と受益者負担の適正化を図る。
○分かりやすい財政情報の提供	**■財務情報公開事業** 財政の健全化に向けて、財務目標を立てた財政運営を行うとともに、住民に分かりやすい財務関連情報を公開する。

（２）「みんながうるおい、のびのび暮らすまち」
－教育・文化分野の主要施策と主要事業

１）主要施策

①学校教育の充実

○教育内容の充実

国際理解教育、情報教育、環境教育などの一層の充実を図るとともに、体験活動などを積極的に導入して、充実した教育内容を提供する。

○教育環境の充実

国際理解教育、情報教育に対応した教育環境や、安心して学習に集中できる教育環境を提供していく。

○個性ある教育の実現

児童、生徒や学校、地域の実態を基にした特色ある学校教育を充実し、児童、生徒の個性を十分に引き出す教育を実現していく。

②高等教育の充実

○大学との連携による学習機会提供

上武大学、東京福祉大学との連携を図り、高校生、社会人に対する学習機会を提供するとともに、大学と地域団体との連携によって、まちづくりや行政サービスのあり方を検討していく。

③青少年の健全育成

○体験活動を通じた青少年の育成

中学生、高校生などに対する相談機能を充実させるとともに、生活体験、社会体験、自然体験などの体験活動の参加機会の提供により、青少年の健全育成を推進する。

④生涯学習の振興

○生きがいにつながる学習機会の提供

新市に散在する公共施設を活用して、多様な生涯学習の機会を提供すると同時に、生きがいや充実感を住民に提供していく。

○情報通信網を活用した学習機会の提供

離れた場所で開催されている講習会が身近な公共施設で受講できたり、家庭から図書館の蔵書検索等ができるように、情報通信網を活用して利便性の高い学習機会を提供する。

⑤スポーツ・レクリエーションの振興

○スポーツを通じた交流による地域活性化

スポーツ大会の開催などスポーツを通じた他地域との交流を盛んに行い、交流人口を増やして地域活性化を実現していく。

〇スポーツを通じた健康増進

スポーツ施設を充実させるとともに、住民がスポーツを継続的に行うことができる環境を整えて、住民の健康増進を実現する。

⑥文化振興

〇文化活動を通じた交流による活性化

地域の特色を生かした文化活動を展開することによって、他地域との交流を促し、地域活性化を進めていく。

〇文化関連情報の発信による地域文化のＰＲ

文化関連情報を多様な情報媒体から発信することによって、地域のイメージアップを進めていく。

２）主要事業

①学校教育の充実に関する主要事業

〇教育内容の充実	■教育内容充実事業 外国語学習、パソコンを活用した学習、環境美化活動など、実践的で幅広い体験を通じて学習できるよう教育内容を充実する。
	■社会体験事業 民間企業、商店、農家等の協力のもとに、中学生や高校生に現実の職場等を一週間程度体験させ、社会人となる自覚を促していく。
	■教員資質向上事業 教育内容を充実するために教員を弾力的に配置するとともに、教育研究所の機能の拡充により多様な研修を実施する。また、地元にある県の総合教育センターとの連携を図る。
〇教育環境の充実	■学校施設整備事業 安全な教育環境、学習しやすい教育施設を提供するため、老朽化した校舎や体育施設の耐震改修や必要な施設整備、また地域的な児童生徒数の増減に伴う教育施設の整備や統廃合を図るとともに学校跡地利用の検討を行う。
	■学校情報基盤整備事業 情報教育、国際理解教育などに対応した教育環境を提供するため、情報通信機器の整備、ネットワーク整備を行う。
	■学校給食施設整備事業 安心できる学校給食の提供に向け、老朽化した学校給食施設の改築、整備を行うとともに、アウトソーシングについて検討を行う。
	■通学区の弾力的運用 通学区は、当面、弾力的な運用を図るとともに、今後の通学区についての見直しも検討していく。

	■幼稚園施設整備事業 老朽化や保育ニーズの変化に対応して、幼稚園舎を改築して安全で快適な保育環境を提供する。
	■教育施設整備事業 教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行う教育研究所等、老朽化した教育施設の耐震改修や必要な施設整備を行う。
○個性ある教育の実現	■市立高校特色創出事業 全国に発信できるような新たな市立高校の特色（スポーツ面、勉強面を含めて）を創っていき、次代を担う個性的な生徒を育てていく。併せて、財政負担の軽減につながる学校運営のあり方について研究する。
	■特色ある学校、幼稚園の運営事業 一校一学づくりの推進や中高一貫教育のあり方の調査研究、幼児教育センターとしての地域の役割の推進など、特色ある学校、幼稚園の運営と児童生徒の個性を十分に伸ばす学校教育を推進する。

②高等教育の充実に関する主要事業

○大学との連携による学習機会提供	■大学との連携事業 新市に立地している上武大学、東京福祉大学と連携し、公開講座の実施、ボランティア活動等の推進を図る。
	■大学による体験入学事業 新市に立地している大学の協力を求め、新市の高校生に対して、夏休み等を活用した体験入学、体験ゼミを行う。

③青少年の健全育成に関する主要施策

○体験活動を通じた青少年の育成	■体験活動推進事業 家庭や地域社会との連携のもと、生活体験、社会体験、自然体験など様々な体験活動の機会を提供し、社会全体で青少年の豊かな人間性や生きる力を育む。
	■青少年相談充実事業 青少年や親の相談機能を充実させるため、青少年指導センターの機能の拡充を図る。

④生涯学習の振興に関する主要事業

○生きがいにつながる学習機会の提供	■生涯学習施設整備事業 地域における生涯学習やまちづくりの拠点である公民館、図書館等の耐震改修や必要な施設整備を行うことにより、安全で学習しやすい環境を整える。
	■図書館機能整備事業 地域の生涯学習の拠点となるよう、充実した蔵書と静かでゆとりある閲覧スペースを備えた図書館機能を整備する。

○情報通信網を活用した学習機会の提供	■生涯学習情報提供事業 　様々な生涯学習施設で開催される講習会を受講できるよう、日程、内容などについて、広報紙やホームページ等を活用して、きめ細かい情報提供を行う。
	■図書館情報ネットワーク事業 　各地域の図書館蔵書のデータベース化とネットワーク化を進め、インターネットによる図書検索や、希望図書のインターネット予約を実現していく。

⑤スポーツ・レクリエーションの振興に関する主要事業

○スポーツを通じた交流による地域活性化	■スポーツ大会開催事業 　全国的なスポーツ大会を積極的に誘致するとともに、学校や競技団体が開催する各種スポーツ大会を通じた地域間交流、世代間交流を盛んにして、新市への訪問者、滞在者を増やしていく。
	■生涯スポーツ推進事業 住民がそれぞれ得意なスポーツ種目を持ち、継続してスポーツに取り組んで健康増進に結びつくよう、生涯スポーツの意識を普及させる。
○スポーツを通じた健康増進	■スポーツ施設整備事業 　各種スポーツ施設に関して、老朽化した施設や設備の改修や、体育館等のスポーツ施設の整備により、住民の健康増進、交流促進に役立たせる。

⑥文化振興に関する主要事業

○文化活動を通じた交流による活性化	■文化財保存活用事業 　歴史的建造物は立地環境に応じて新たな機能を加え、文化学習施設等として活用していく。さらに、新市の財産である埋蔵文化財は、地域独自の文化として保存するとともに、出土品等の展示を充実させていく。
	■世界遺産活用事業 　世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である田島弥平旧宅及び案内所等の周辺施設について、計画的な修繕及び整備を行う。
	■市民文化創造事業 　それぞれの地域が受け継いできた歴史文化を学習するとともに、それを融合して新しい文化を創造する住民参加型の文化事業を実施する。
	■文化施設整備事業 　伊勢崎市文化会館等は、新市の文化創造、発信の拠点として利用者の安全性の確保と利便性の向上を目指し、老朽化した施設の耐震改修や必要な施設整備を行う。
○文化関連情報の発信による地域文化のＰＲ	■バーチャル美術館運営事業 　それぞれの地域が備えている文化財、絵画、彫刻等をインターネット上で展示するバーチャル美術館の拡充を図る。

（３）「みんなが元気に、躍動して暮らすまち」
ー産業経済分野の主要施策と主要事業

１）主要施策

①農業振興

○中核的農家に対する支援拡充及び農業生産基盤の強化

中核的農家の育成を図るとともに、今後も持続的な農業が展開できるよう、経営基盤を強化し生産体制の効率化を支援していく。

○持続的農業の展開

農業・農村には農産物の生産以外にも、自然環境の保全、文化の伝承など多面的な役割があり、これらの持つ多面的機能をまちづくりに活かしていく。

②工業振興

○企業誘致に向けた支援の充実

工業団地等への企業誘致に向けて、優遇措置等の支援制度や立地利便性の周知を図り、早期に企業誘致の推進を図る。

○産業育成に向けた支援の充実

企業の育成に向けて、経営体質強化への意欲の高い自立型企業への支援の充実を図る。

③商業振興

○地域商業の活性化

活力がみなぎり、賑わいと魅力にあふれる中心市街地を目指して、商業者、住民、行政が力を合わせて商店街の振興を図る。

○広域商業の充実

住民ニーズの多様化や高度化に対応した生活環境の提供を目指し、広域交通体系を活用して広域商圏を備えた商業機能の充実を図る。

④新産業創出

○起業に向けた支援の充実

新市から新たな産業が育つよう、交通や情報等の基盤整備を行うとともに、起業に対する支援の充実を図る。

○新産業育成モデル事業への支援

新たなビジネスモデルの創出に向けて、新規事業を支援する。

⑤雇用、労働の充実

○就職支援体制の充実

企業が求める基本的な技能の習得や、新市の求人情報の紹介等を行い、学生や住民の円滑な就職を支援する。

⑥観光・イベントの振興

○交流による観光振興

北関東自動車道をはじめとする交通利便性を活かし、沿線地域に集客機能を配置して立ち寄り客を集め、交流による観光振興を図っていく。

○イベントによる集客と地域ＰＲ

個性的なイベントを開催して、新市の集客力を高めるとともに、新市を全国的にＰＲしていく。

⑦道路・歩道の整備

○一体性を強化する道路網の実現

新市の南北軸、東西軸となり、新市の一体性強化や産業振興などに寄与する都市間及び都市内道路網を実現する。

○生活利便性を向上する道路網の実現

日常的な渋滞発生箇所の解消、生活道路への通過車両の流入防止、分断地域の一体性強化等につながるよう、住民の暮らしを便利にする道路を整備する。

⑧公共交通体系の確立

○便利で効率的なバス路線網の実現

現在の路線バス、公共バスの利用動向を踏まえ、新市として便利で効率的なバス路線網を実現していく。

○鉄道利便性の向上

鉄道駅および周辺整備により、鉄道の利便性の向上を図る。

⑨情報通信のネットワーク化

○高速通信網の充実と活用

高速通信網を活用して主要公共施設を結び、利便性の高い行政サービスを提供していく。高速通信網の整備が遅れる地域については、民間事業者と協力しつつ整備を進めていく。

２）主要事業

①農業振興に関する主要事業

○中核的農家に対する支援拡充及び農業生産基盤の強化	■農業振興対策事業 認定農業者等の中核的農家の育成確保を図るとともに、減農薬栽培等の消費者ニーズへの対応、効率的な集荷流通体制の確立を図り、農業経営の効率化、安定化を進め農業生産性の向上に努める。
	■農業生産基盤整備事業 未整備農用地のほ場整備や農道、用排水路の整備とともに、ため池等の老朽化した農業用施設の改修事業を進める。
○持続的農業の展開	■環境保全型農業推進事業 農業・農村の多面的機能を維持しながら、減農薬・有機栽培による農産物の生産など環境保全型農業に取り組む農家に対して農産物のＰＲを支援し、安全で付加価値の高い食物の提供を促していく。
	■農業者と消費者の共生促進事業 地場産農産物の学校給食への利用など地産地消を推進するとともに、住民農園・農業体験等を通じて生産者と消費者の交流を積極的に推進し、地域農業の活性化を図る。
	■農と食の文化伝承事業 地域特産物の振興を図るとともに消費者ニーズに応えた新たな産地づくりと情報発信を行う。また、食農教育と併せて安心・安全・新鮮な農産物を用いた食文化の伝承に努める。

②工業振興に関する主要事業

○企業誘致に向けた支援の充実	■企業誘致助成事業 地域経済の活性化、雇用機会の提供に向け、新市に進出する企業に対して優遇措置を行う。
	■産業団地整備事業 関係機関と連携した工業団地造成事業の推進及び新規産業団地の整備により、優良企業の立地を促進し、市内企業の受注増加や雇用の拡大による産業の活性化を行う。
○産業育成に向けた支援の充実	■産業振興対策事業 中小企業の活性化を図るため、技術力の向上、実用的な技術開発、製品開発など、経営体質強化への意欲が高い企業への支援の充実を図るとともに、産学官の連携、研究機関との連携による中小企業支援を充実する。

③商業振興に関する主要事業

○地域商業の活性化	■商業活性化事業 新市の中心市街地や地域の商店街の衰退を防止し、賑わいを取り戻すため、商業活性化事業を実施する。
	■魅力づくりイベント開催事業 空き地などを利用して、朝市やフリーマーケットなど参加型イベントを行う商店街を支援する。

	■商店街電飾事業 商店街の樹木などにイルミネーションを飾り、美しい夜景を演出して街中に賑わいを生み出す。
	■活性化まちづくり事業 商店街の活性化や住みよいまちづくりを実現させるため、商業者、住民、行政等が一体となり交流会やイベントを実施する。
○広域商業の充実	■広域商業誘導事業 恵まれた道路交通網などの立地条件を生かし、幹線道路沿線の商業機能の向上を図るため、民間活力などを生かした利便性の高い広域商業の形成を誘導する。

④新産業の創出に関する主要事業

○起業に向けた支援の充実	■起業支援事業 新事業への取り組みに対して、経営コンサルタントの派遣や情報提供など、ベンチャー支援センターとの連携のもと支援機能を充実する。
○新産業育成モデル事業への支援	■コミュニティビジネス促進事業 コミュニティビジネスが展開しやすくなるよう環境を整え、コミュニティビジネスを通じて地域経済とコミュニティ活動の活性化を図る。
	■ビジネススクール事業 新事業創出や既存事業の活性化を促すため、大学との連携によって社会人を対象としたビジネススクールを開設する。

⑤雇用、労働の充実に関する主要事業

○就職支援体制の充実	■職業能力開発事業 新規就職、再就職を支援するため、汎用的なパソコンソフトの習得、技術向上を目的とした講習会を地域職業訓練センターと連携して開催することにより、人材育成を推進する。
	■シルバー人材センター充実事業 働く意欲のある高齢者が、就業を通じて社会参加と生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、受託業務や独自事業の開拓と、就業紹介機能の充実を図っていく。

⑥観光・イベントの振興に関する主要事業

○交流による観光振興	■高速道路や幹線道路を生かした観光交流施設整備事業 県内の人と物の動脈となっている高速道路や幹線道路などの交通利便性を生かし、伊勢崎パーキングエリア周辺への休憩施設、物販施設の整備や、道の駅などの観光交流施設を整備する。
	■観光地づくり事業 既存の観光資源を、楽しく快適に歩いて周遊できるように、河川沿いのプロムナード化や、生活道路などの歩行者空間を充実させる。

○イベントによる集客と地域ＰＲ	■イベント振興事業 「花火大会」を充実させるとともに、新市誕生を契機とした新たなイベントを住民参加型で企画して、住民の一体化や新市のＰＲを進める。また、郷土出身の偉人の発掘とともに偉人にちなんだイベントを開催する。

⑦道路・歩道の整備に関する主要事業

○一体性を強化する道路網の実現	■都市間道路整備事業 新市と他の都市とを結ぶ都市間道路を整備する。
	■都市内道路整備事業 新市全体の一体性を強化するとともに、旧市町村間の円滑な往来を実現するため、都市内道路網を整備する。
○生活利便性を向上する道路網の実現	■生活道路整備事業 地域内の円滑な往来を実現するとともに、幹線道路への接続性を向上するため、生活道路を整備する。
	■橋梁整備事業 地域の生活利便性を確保するため、老朽化した橋梁の架け替えを行う。

⑧公共交通体系の確立に関する主要事業

○便利で効率的なバス網の実現	■巡回バス運行事業 旧市町村で運行している公共バスを継続するとともに、さらにネットワーク化を図り、より利便性が高い効率的な運行を図る。
○鉄道利便性の向上	■鉄道交通整備事業 パーク・アンド・ライドなど駅利用者の利便性の向上のため、鉄道駅の改修や周辺整備を行うとともに、新駅設置の可能性について鉄道事業者と共同研究を行う。また、渋滞解消を図るため、鉄道の高架化事業を推進する。
	■鉄道増便要請事業 東武伊勢崎線の特急「りょうもう号」の増便、ＪＲ両毛線の複線化と増便、さらに東武伊勢崎線の前橋駅乗り入れ促進を鉄道事業者に対して住民とともに要請していく。

⑨情報通信のネットワーク化に関する主要事業

○高速通信網の充実と活用	■高速通信基盤整備事業 新市の中でも高速通信網の整備が遅れる地域については、民間事業者と協力しながら光ファイバー等の敷設を図り、新市全体を快適な高速通信環境としていく。
	■住民サービス情報化推進事業 本庁舎と主要な公共施設を情報通信網で結び、インターネットにより、住民票や印鑑証明等の申請や取得ができるシステムを整備する。さらにコンビニエンスストアとの連携を図り、税や水道料金などの公共料金の振り込みサービスの可能性を検討する。

（４）「みんなが笑顔で、安心・安全・快適に暮らすまち」
ー都市基盤・生活環境分野の主要施策と主要事業

１）主要施策

①交通安全対策

〇交通安全教育の充実

交通安全運動、交通安全教育を充実させて、ドライバーと歩行者の交通マナーの向上を図る。

〇交通安全施設の充実

交通安全施設を充実させて、ドライバーの注意力や歩行者の安全性を高め、未然に交通事故の防止を図る。

②防災防犯対策

〇防災機能の向上

地震、火災、台風等の災害に的確に対応できるように、防災設備や防災体制を整え、新市全体の防災機能の向上を実現する。

〇防犯体制の強化

警察、地域、学校等の連携を強化して犯罪に注意するとともに、明るいまちづくりを進め、パトロールも強化して防犯体制を充実させる。

③消防救急体制の充実

〇消防機能の強化

老朽化した消防署や消防設備の更新、消防署と消防団との連携により、新市全体の消防機能を強化する。

〇救命率の向上

医療機関との連携強化、高規格救急車の導入等により、救急措置を充実させて救命率の向上を実現する。

④街並みの整備

〇土地利用計画の策定

人口、産業動向に基づき、均衡ある都市づくりを推進するため、都市計画マスタープランをはじめとする土地利用計画を策定する。

〇良好な市街地の形成

無秩序な市街化や老朽家屋密集地域の改善に向けて、土地区画整理事業等を実施し、良好な市街地形成を実現していくとともに、交通拠点としての利便性向上や賑わいづくりのため、駅前活性化を図っていく。

○美しい街並み景観の形成

住民や事業者の協力を求め、色彩・形状・素材等が統一された街並みや、街路樹や草花で飾られた街並み、建物が個性を競い合う街並みなど、美しさや個性を誇れる街並みを形成していく。

⑤住宅の整備

○公営住宅の供給

老朽化した公営住宅の建替えに際して、高齢者、障害者、母子家庭や子育て家庭など世代や事情に応じた公営住宅を提供する。

⑥公園の整備と緑化の推進

○緑が豊かなまちの創出

日常生活の身近な場所に子供の遊び場となる空間を確保し、郊外には大規模なレクリエーションの場を創出して、緑が豊かで快適なまちを形成していく。

○緑の拠点のネットワーク化

新市の公園や緑の拠点を、プロムナードやサイクリングロードで結び、新市を快適に周遊できる仕組みを整える。

⑦河川・池沼の整備

○親水機能の充実

河川敷や沼地を活用した親水公園整備、河川沿いのプロムナード化を進めるなど、水辺の親水機能を向上させて、水と緑にあふれたまちを実現していく。

○治水対策

大雨時の冠水被害の解消や、雨水幹線の放流先として機能するよう、河川の治水整備事業を進める。

⑧汚水、雨水処理対策

○生活排水処理の推進

公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽など地域に応じた生活排水処理を進め、公共用水域の水質保全を図る。

○浸水対策の強化

雨水による浸水被害を防止するため、雨水排水施設の整備を行う。

⑨上水道の整備

○新市の上水道整備計画の策定

新市の上水道整備計画を策定する。

○安定した水の供給

老朽化した水道施設を順次更新し、安全な水を安定して供給していく。また、旧市町村の連絡配水網を整え、災害時における飲料水の供給を実現していく。

⑩環境保全

○環境保全の充実

新市の河川、林などの自然を保全するとともに、環境教育を充実させ、水と緑を生かした良好な居住環境を創出していく。

⑪廃棄物処理・リサイクルの推進

○廃棄物処理の充実

増加しつつあるごみの焼却機能の充実を図るとともに、住民、事業所の協力を求めながら、ごみの発生抑制と減量化を推進していく。

○循環型社会の構築

資源ごみの再資源化の普及を図り、リサイクルを暮らしに定着させて、環境負荷を低減させるとともに、最終処分場の延命化を図る。

２）主要事業

①交通安全対策に関する主要事業

○交通安全教育の充実	**■交通安全対策事業** 交通安全教室の開催回数の増加により、交通マナーを徹底して、交通事故の抑制を図る。
○交通安全施設の充実	**■交通安全施設整備事業** 見通しの悪い道路や交差点等に対して、ミラーなどの交通安全施設を設置し安全性を高めていく。また、大型案内標識板の設置により渋滞の緩和を図る。

②防災防犯対策に関する主要事業

○防災機能の向上	**■防災計画策定事業** 新市全体の防災機能を高め、災害に強く安心して暮らせるまちを実現していくため、防災計画を策定する。
	■防災機能向上事業 災害に関する情報の収集、伝達の迅速化を図るため、防災行政無線の整備を推進するとともに、住宅密集地域等への消防水利、耐震性貯水槽、災害備蓄倉庫等を充実させて防災機能の向上を図る。
○防犯体制の強化	**■防犯施設整備事業** 犯罪や交通事故を未然に防止するため、街路灯や道路照明灯を整備するとともに、地域の防災防犯活動を充実させて、一層安心して暮らせる環境を実現する。

③消防救急体制の充実に関する主要事業

○消防機能の強化	■消防庁舎施設整備事業 新市の防災拠点となるよう、老朽化している消防施設を整備するとともに、防災機能の高度化を図る。
	■消防連携事業 消防署と消防団との連携を密にして、迅速な消火活動体制を整え、住民の生命、財産を守っていく。
○救命率の向上	■消防設備整備事業 老朽化した消防車両の更新、高規格救急車や高度救命用資機材の導入等により、消防機能の強化、救命率の向上を図る。

④街並みの整備に関する主要事業

○土地利用計画の策定	■土地利用計画策定事業 新市の将来にわたる都市構造や土地利用の方向を定める都市計画マスタープランは５年を目途に策定する。また、都市計画マスタープラン策定後 10 年を目途に区域区分の指定を行う。
○良好な市街地の形成	■土地区画整理事業 無秩序な市街化を改善するため、土地区画整理事業を実施し、健全な市街地の形成、快適な住環境の実現、宅地利用の促進を図る。
	■中心市街地整備事業 老朽化した木造家屋の密集地域、狭小な道路で防災上危険な地域などに対して、土地区画整理事業等の面整備を行い、快適で魅力ある中心市街地に改善する。
	■駅前活性化事業 地域住民の鉄道交通の拠点としての利便性の向上、さらには賑わいづくりのため、駅前の活性化を図っていく。
	■ユニバーサルデザインの導入事業 全ての人々に利用しやすいデザインや環境を整えるユニバーサルデザインの考え方を、街並み整備、道路歩道環境整備、公共施設整備に取り入れていく。
○美しい街並み景観の形成	■景観形成事業 景観形成ガイドラインを作成し、新たな面整備に併せて美しい街並みを実現していく。

⑤住宅の整備に関する主要事業

○公営住宅の供給	■住宅マスタープランの策定 今後の住宅建設の指針となる住宅マスタープランを策定する。
	■公営住宅整備事業 住宅マスタープランに沿って、耐用年数が過ぎ老朽化した公営住宅を計画的に建て替える。

⑥公園の整備と緑化の推進に関する主要事業

○緑が豊かなまちの創出	■大規模公園整備事業 自然とのふれあい、スポーツ、レクリエーション、住民の憩いの場、災害時の避難場所等、多様な機能を有した大規模公園を整備する。

	■近隣公園等整備事業 住民が気軽に利用できる身近な公園となるよう、地域住民と協力しながら、計画内容を検討し、近隣公園、街区公園を整備する。
	■公園緑化イベント事業 新市を全国へＰＲするとともに、緑化意識の啓発を図るため、全国都市緑化フェアの開催を目指す。
	■聖苑改修、墓地公園整備事業 人口の増加に伴う斎場や墓地施設の需要の増大により、斎場を改修するとともに、墓地公園の整備の検討を行う。
○緑の拠点のネットワーク化	**■緑と花のネットワーク事業** 河川沿いをプロムナード化するなど、緑の拠点を遊歩道で結びつける。さらに、サルビアやコスモスなどをはじめとして花で遊歩道や休耕地を飾り、集客力も備えた緑と花のネットワークを形成していく。

⑦河川・池沼の整備に関する主要事業

○親水機能の充実	**■親水空間整備事業** 住民の憩いの場、イベントの開催場所にもなるよう、川や沼の親水空間を取り入れた自然と調和した特徴のある親水機能を持つ公園を整備する。
○治水対策	**■河川整備事業** 大雨時の冠水被害の解消や、雨水幹線の放流先として機能するよう、河川の治水整備事業を進める。

⑧汚水、雨水処理対策に関する主要事業

○生活排水処理の推進	**■公共下水道整備事業** トイレの水洗化や公共用水域の水質保全を図るため、利根川佐波流域下水道事業など下水道整備を進める。
	■農業集落排水整備事業 生活雑排水の農業水路等への流入を防ぐため、農業集落排水処理施設の整備を進め農村地域の環境保全を図る。
	■合併処理浄化槽普及推進事業 生活排水対策の一環として、合併処理浄化槽設置に対する補助金交付を行い、個人負担を軽減して普及を進める。
○浸水対策の強化	**■雨水排水施設整備事業** 雨水排水機能が弱く、降雨時に浸水滞留被害が生じている地域に対して、被害を防止するための雨水排水施設の整備を実施する。

⑨上水道の整備に関する主要事業

○新市の上水道整備計画の策定	**■上水道整備事業** 人口増加や生活様式の変化を見通して新市の上水道整備計画を策定し、配水効率のよい配水管網の再整備などの水道施設の整備を行い、安全な水を安定して供給する。
○安定した水の供給	**■上水道施設更新事業** 老朽化した給水管の敷設替えによる漏水の防止と浄水場設備の更新により、安定した水の供給を図る。

⑩環境保全に関する主要事業

○環境保全の充実	■環境基本計画の策定 新市で環境基本計画を策定する。生活、自然、地球環境等の保全を推進する。
	■環境教育事業 学校や地域において環境教育を充実させ、住民全体が環境問題に対する理解を深めて、環境に優しいまちを実現していく。

⑪廃棄物処理・リサイクルの推進に関する主要事業

○廃棄物処理の充実	■新市一般廃棄物ごみ処理基本計画の策定 旧市町村や広域組合の一般廃棄物ごみ処理基本計画を踏まえ、新市においても一般廃棄物ごみ処理基本計画を策定する。
	■ごみ処理施設整備事業 ごみ焼却量の増加に対応できるように、焼却炉の改修工事を進める。さらに旧焼却施設の安全な解体を行う。また、焼却施設から出る焼却灰等を埋立処分する最終処分場を整備し、ごみの適正な処理を図る。
○循環型社会の構築	■廃棄物処理推進事業 今までのごみの分別収集に加え、古紙やペットボトルの分別収集を充実し、リサイクルを進めることによって、ごみの減量化と資源の有効利用を図る。
	■バイオマス利用推進事業 下水道に粉砕した生ごみを排出するディスポーザー（家庭用生ごみ処理機）を普及させることにより、焼却される生ごみの減量化を図るとともに、下水道終末処理場でのメタンガス発電による資源化を図るバイオマス利用事業を推進する。
	■農業集落排水汚泥リサイクル事業 農業集落排水施設の汚泥を、土壌改良剤などの肥料として再利用することにより、リサイクルを進めていく。

（５）「みんながなごやかに、いきいき暮らすまち」
ー福祉・医療分野の主要施策と主要事業

１）主要施策

①児童福祉の充実

○子育てしやすい環境づくり

育児や保育に関する環境を充実させることによって、安心して子供を生み育てられる社会を実現していく。

②障害者（児）福祉の充実

○ノーマライゼーション社会の実現

障害を持つ者の生活支援拡充、福祉教育やボランティア活動の充実等により、地域で普通に生活ができる社会を実現していく。

③地域福祉の充実

○地域福祉を支える活動の強化

各地域で活動してきた福祉団体、ボランティア団体等の連携を図るとともに、福祉系大学の協力を求め、地域福祉を支える活動を強化する。

④高齢者福祉の充実

○高齢者福祉環境の充実

特別養護老人ホームの整備支援や老人福祉センターの整備、また高齢者福祉施設福祉団体によるデイサービス促進等を通じて、高齢者福祉環境を充実させる。

○介護保険事業の推進

健全な介護保険事業を運営する。

⑤医療環境の充実

○地域中核病院の充実

伊勢崎市民病院の高度医療設備を充実する。

○救急医療体制の充実

小児救急医療体制や休日・夜間救急医療体制・救急歯科医療体制を充実させる。

⑥健康づくりの充実

○健康づくりの推進

疾病予防対策として基本健診や保健事業の充実を図る。

○予防意識の普及

住民が年齢や生活様式に応じて健康増進に取り組めるよう、保健・医療の予防啓発を行い、住民一人ひとりの実践行動を促進させる。

２）主要事業

①児童福祉の充実に関する主要事業

○子育てしやすい環境づくり	■次世代育成支援行動計画の策定 新市での子育て施策の基本となる次世代育成支援行動計画を策定する。
	■保育所施設整備事業 老朽化した民間保育所の改築や新園建設等の施設整備を推進させるため、施設整備費の補助を行う。また、老朽化した公立保育所は、耐震改修や必要な施設整備を行う。
	■特別保育事業 ０歳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育など、住民ニーズに沿って多様な保育サービスを提供する。
	■放課後児童クラブ整備・充実事業 児童を放課後に預かる放課後児童クラブの整備を進めるとともに内容を更に充実することにより、子育て家庭の負担を軽減する。
	■地域子ども教室設置事業 放課後や休日に学校の校庭や教室などを子どもの居場所とし、地域に住む指導員のもとで様々な活動を行う地域子ども教室の設置を推進する。
	■ファミリーサポートセンター充実事業 子どもに関わりたい住民と子どもを一時預かって欲しい住民とを橋渡し、子育て世帯の負担を軽くするファミリーサポートセンターの充実を図る。
	■子育て情報のネットワーク事業 子育て関連の公共施設が抱える子どもに関わる講座、会議、大会、イベント等の情報を一体化するとともに、ネットワーク化を図り、子育て情報を得やすい環境を整える。
	■未就学児の医療費無料化事業 学校へまだ行っていない幼児を対象に医療費を無料化することにより、子育て家庭に経済的な支援を行う。
	■病後児保育事業 病気が治った後でも、保育園、幼稚園に登園できない幼児を一時保育することにより、子育て家庭の負担を軽減する。

②障害者（児）福祉の充実に関する主要事業

○ノーマライゼーション社会の実現	■障害者長期基本計画の策定 新市の障害者施策の基本計画を策定する。

	■障害者福祉施設整備事業 　障害者の自立を支援するとともに、就労機会の拡大に向けて、福祉作業所などの訓練施設を充実させる。また、障害者のデイサービス、リハビリなどを行う福祉施設の整備を進める。
	■社会参加促進事業 　障害者が住み慣れた地域社会の中で自立し社会参加できるよう、手話奉仕員などによるコミュニケーション支援、声の広報等の発行による情報支援やスポーツ教室など各種事業への参加支援を充実する。
	■障害者医療費助成事業 　重度身体障害者、重度知的障害者の保険治療に要した医療費に対して、患者負担について助成することにより、障害者の経済的負担の軽減を図る。

③地域福祉の充実に関する主要事業

○地域福祉を支える活動の強化	■地域福祉充実事業 　新市において地域福祉計画を策定し、社会福祉協議会を拠点として、地域福祉のネットワークを構築する。ボランティア、ＮＰＯ法人、大学等が協力して地域福祉の充実を図る。

④高齢者福祉の充実に関する主要事業

○高齢者福祉環境の充実	■高齢者保健福祉計画の策定 　新市において高齢者施策の基本となる高齢者保健福祉計画を策定する。
	■高齢者福祉施設整備事業 　ショートステイ、デイサービス、ケアハウス機能などを併設した、社会福祉法人による特別養護老人ホーム建設を支援する。 　また、老朽化している老人福祉センターの整備を図る。
	■高齢者ミニデイサービス事業 　ボランティアが中心となり、地域の集会所などを活用して、ひとり暮らし高齢者等の日常生活の支援をはじめとしたサービスを提供する。
○介護保険事業の推進	■介護保険事業計画の策定 　新市において介護保険事業計画を策定し、介護保険事業の健全な運営を図る。

⑤医療環境の充実に関する主要事業

○地域中核病院の充実	■伊勢崎市民病院設備整備事業 　地域中核病院として高度医療水準を維持し、地域住民の幅広い医療ニーズにも応えられるよう、高度医療設備を整備する。さらに市民病院と患者との信頼関係を深めるため、診療情報の開示を推進する。
○救急医療体制の充実	■救急医療充実事業 　伊勢崎佐波医師会、歯科医師会との連携により、小児救急医療体制や休日・夜間救急医療体制、救急歯科治療体制を充実させる。

⑥健康づくりの充実に関する主要事業

○健康づくりの推進	**■健康づくりプランの策定** 　新市において、健康づくり施策の基本となる健康づくりプランを策定する。
	■健康づくり支援事業 　疾病の早期発見や、健康意識の高揚を図るため、関係機関と連携により、基本健康診査、各種がん検診や保健事業の充実を図る。
	■健康づくり施設整備事業 　老朽化した健康管理センター、保健センターなどの耐震改修や必要な施設整備を行うことにより、安心して各種保健事業を受けられる環境を整える。
○予防意識の普及	**■予防啓発推進事業** 　健康長寿のまちを実現するため、健康管理センター・保健センター・医療機関等の連携により、保健・医療の予防啓発を行い、住民一人ひとりの実践行動を促進させる。

７．新市における群馬県事業の推進

新市においては、合併後の地域の一体感を高めるため、新市建設計画に掲げられた県事業の重点的な整備促進を要望していくとともに、新市が群馬県の新しい県央２０万都市としての役割を果たすための事業推進に向けて関係機関と協議を行っていく。

施　　策	主要事業	事業概要
基幹的農家に対する支援拡充	農業振興対策事業	畑地帯総合整備（境町伊与久南部） 経営体育成基盤整備（境町開田）
一体性を強化する道路網の実現	都市間道路整備事業	国道３５４号バイパス東毛広域幹線道路 上武大橋の架け替え 一般県道平塚・境停車場線バイパス 一般県道笠懸・赤堀線 主要地方道桐生・伊勢崎線 一般県道三夜沢・国定停車場線
鉄道利便性の向上	鉄道交通整備事業	鉄道連続立体交差（伊勢崎駅周辺）
防犯体制の強化	防犯施設整備事業	交番の設置促進（赤堀町・東村地域）
公営住宅の供給	公営住宅整備事業	県営羽黒住宅の建て替え
治水対策	河川整備事業	一級河川男井戸川の改修
生活排水処理の推進	下水道整備事業	利根川佐波流域下水道（佐波処理区）

８．公共施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、将来人口、財政に与える影響を考慮するとともに、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら検討することとする。

庁舎については、旧伊勢崎市庁舎を本庁舎とし、旧赤堀町庁舎、旧東村庁舎、旧境町庁舎は支所として、窓口サービスの充実を図っていく。

９．財政計画

財政計画は、健全な財政運営を行うことを基本として、合併による歳出の削減効果、住民負担の調整、高齢化に伴う扶助費等の拡大、新市建設計画の実施に必要な経費等を反映させ、新市の普通会計の歳入・歳出の項目ごとに作成する。

（１）財政計画の期間

平成 17～令和 6 年度の 20 年間とする。

（２）前提条件

・現行制度を基本としながら、予定される制度改正を加味した。
・行政改革大綱に基づき、経常的な経費の削減を加味した。
・平成 17 年度から令和 2 年度までは決算額。令和 3 年度は当初予算額とした。
・令和 4 年度以降は下記の条件において推計した。

１）歳入

①地方税

過去の実績や今後の経済情勢などを踏まえ、推計。

②地方譲与税、交付金

消費税率引上げや予定される制度改正を考慮し、推計。

③地方交付税

普通交付税は、合併算定替えによる財政優遇措置の終了を踏まえ、推計。
特別交付税は毎年度 7 億円で推計。

④分担金・負担金

幼児教育・保育の無償化を踏まえ、推計。

⑤使用料・手数料

使用料の消費税率引上げ及び幼児教育・保育の無償化を踏まえ、推計。

⑥国庫支出金、県支出金

後年度の予定事業について、積極的な補助制度の活用を前提に推計。

⑦繰入金・繰越金

基金繰入金は抑制を図り、繰越金は 4 億円で計上。

⑧地方債

令和 4 年度以降、横ばいで推計。

２）歳出

①人件費

会計年度任用職員制度の導入を考慮。

退職手当は、平均支給額に各年度の退職者見込人数を乗じて積算。

②扶助費

保育運営費や障害者自立支援費などの伸びを見込み、推計。

③公債費

地方債の推計を基に起債管理システムにおける償還シミュレーションにより積算。

④物件費

会計年度任用職員制度の導入による臨時職員賃金の人件費への変更を考慮し、推計。

⑤維持補修費

公共施設等の老朽化により、増額で推計。

⑥補助費等

下水道事業の公営企業化による繰出金から補助費等への変更を考慮し、推計。

⑦繰出金

下水道事業の公営企業化による繰出金から補助費等への変更を考慮。

介護保険特別会計などの繰出金の伸びを見込み、推計。

⑧投資・出資・貸付金

水道事業会計や病院事業会計への出資金などを見込み、推計。

⑨積立金

基金への積立てを見込み、推計。

⑩普通建設事業費

新市建設計画及び総合計画などに基づく普通建設事業を見込み、推計。

⑪その他

災害復旧費として毎年度 20 万円を計上。

予備費として毎年度 1 億 5,300 万円を計上。

■歳入

（単位：百万円）

区　分	年度別決算額									
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地方税	28,007	28,218	30,067	30,717	29,610	28,926	29,316	28,816	29,085	29,829
地方譲与税	1,664	2,457	962	925	867	844	830	781	747	711
交付金	3,558	3,540	3,028	2,940	2,837	2,749	2,645	2,551	2,685	2,962
地方交付税	6,887	6,130	5,255	5,952	6,797	7,719	8,924	9,244	8,894	8,362
分担金・負担金	1,426	1,339	1,468	1,520	1,550	1,540	1,626	1,534	1,637	1,571
使用料・手数料	1,728	1,403	1,450	1,506	1,451	1,340	1,255	1,235	1,224	1,252
国庫支出金	6,454	5,731	6,192	6,652	10,393	9,175	9,024	9,229	9,375	10,541
県支出金	2,957	3,605	3,850	3,630	3,932	4,872	5,073	5,188	4,803	5,770
繰入金・繰越金	4,258	4,451	5,853	5,022	3,943	2,952	2,224	3,430	4,677	7,985
地方債 （合併特例債）	4,640 (705)	4,488 (791)	6,266 (2,908)	6,645 (3,284)	5,754 (1,697)	6,768 (1,996)	6,373 (1,690)	8,053 (3,735)	6,864 (1,973)	8,857 (4,745)
諸収入・その他	4,257	3,811	3,887	3,770	3,490	3,324	3,631	3,378	3,498	4,006
歳入合計	65,836	65,173	68,278	69,279	70,624	70,209	70,921	73,439	73,489	81,846

区　分	年度別決算額						当　初 予算額	年度別計画額		
	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
地方税	29,533	29,828	30,599	30,880	31,810	31,719	29,217	31,094	31,282	31,232
地方譲与税	746	738	739	749	752	751	707	742	742	742
交付金	4,631	4,166	4,622	4,794	4,794	5,575	5,697	5,730	5,730	5,730
地方交付税	7,954	7,515	6,729	6,292	6,300	5,542	5,700	5,775	5,750	5,756
分担金・負担金	950	1,242	1,170	1,095	949	761	348	364	364	364
使用料・手数料	1,239	1,260	1,266	1,274	1,220	1,088	1,079	1,082	1,082	1,082
国庫支出金	11,486	11,100	11,123	11,292	11,873	37,568	13,248	11,967	12,102	12,239
県支出金	8,260	5,635	5,212	5,487	6,341	6,794	6,293	6,577	6,674	6,706
繰入金・繰越金	4,237	4,406	4,003	3,633	3,968	3,125	2,707	2,200	2,200	2,200
地方債 （合併特例債）	6,919 (2,898)	5,981 (2,511)	5,986 (2,413)	8,839 (5,462)	7,241 (4,166)	5,085 (906)	6,151 (766)	7,000 (1,300)	7,000 (1,300)	7,000 (1,300)
諸収入・その他	5,339	4,533	4,108	3,896	3,898	3,765	4,004	4,089	4,089	4,089
歳入合計	81,294	76,404	75,557	78,231	79,146	101,773	75,151	76,620	77,015	77,140

■歳出

（単位：百万円）

区　　分	年度別決算額									
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人件費	13,825	12,982	13,364	13,538	12,765	12,288	12,426	12,290	12,644	13,026
扶助費	9,555	9,821	10,598	11,265	11,918	15,340	16,262	16,438	17,060	17,966
公債費	7,122	7,083	7,152	7,161	7,016	7,252	7,290	7,452	7,298	7,383
物件費	9,818	9,958	10,358	9,857	10,161	10,462	10,980	10,928	10,601	11,128
維持補修費	883	914	924	856	1,003	693	681	684	784	711
補助費等	2,058	2,629	2,556	2,625	6,050	2,338	2,084	2,172	2,383	3,530
繰出金	5,641	5,898	6,189	6,481	6,470	6,534	6,584	6,876	6,887	7,560
投資・出資・貸付金	2,035	1,673	1,658	1,559	1,538	1,942	1,982	2,064	2,365	2,580
積立金	623	618	633	726	1,216	1,631	2,435	1,233	715	558
普通建設事業費 （合併特例債事業）	10,558 (1,654)	10,665 (1,978)	11,965 (5,754)	11,670 (5,957)	8,888 (2,302)	8,813 (2,634)	7,283 (2,836)	10,063 (5,341)	9,015 (2,912)	12,997 (6,359)
その他							103	229		
合計	62,118	62,241	65,397	65,738	67,025	67,293	68,110	70,429	69,752	77,439

区　　分	年度別決算額						当　初 予算額	年度別計画額		
	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人件費	12,304	12,588	12,434	12,512	12,630	12,802	13,382	12,996	13,006	13,007
扶助費	18,288	19,311	19,803	19,657	20,550	21,272	21,389	20,660	20,970	21,285
公債費	6,751	7,029	7,082	7,209	7,230	7,663	7,870	7,875	7,502	7,281
物件費	11,594	11,167	11,090	11,199	11,625	11,235	12,565	11,704	11,704	11,704
維持補修費	562	523	471	490	558	680	875	750	758	766
補助費等	3,640	2,936	2,666	2,802	3,377	28,468	4,678	4,936	4,936	4,936
繰出金	7,826	8,054	7,840	7,924	7,968	6,536	6,591	7,003	7,144	7,287
投資・出資・貸付金	2,675	2,639	2,498	2,248	2,125	2,117	2,244	2,659	2,668	2,660
積立金	336	464	464	114	146	243	169	135	135	135
普通建設事業費 （合併特例債事業）	14,597 (4,311)	9,386 (3,351)	8,660 (3,111)	11,669 (6,820)	10,270 (4,980)	7,522 (1,293)	5,235 (1,053)	7,749 (1,368)	8,039 (1,368)	7,926 (1,368)
その他							153	153	153	153
歳出合計	78,573	74,097	73,008	75,824	76,479	98,538	75,151	76,620	77,015	77,140

参　考　資　料

■　主要施策と主要事業一覧

①「みんながまとまり、協力しあって暮らすまち」－住民参加・行財政分野の主要施策と主要事業一覧

主要施策	施策	主要事業
①地域コミュニティの充実	○地域コミュニティ活動への支援	■地域コミュニティ施設整備事業
		■地域コミュニティ活動支援事業
	○地域コミュニティ一体化の促進	■住民交流促進事業
		■合併記念イベント事業
②人権尊重・男女共同参画	○差別解消に向けた計画づくり	■人権教育・男女共同参画推進事業
	○意識改革に向けた教育活動の充実	■学校教育における人権教育推進事業
		■意識改革フォーラム、講習会開催事業
③国際交流、都市交流の推進	○国際交流活動拠点の拡充	■国際交流関連事業
	○外国人居住者との交流促進	■外国人相談充実事業
		■外国人居住者との交流事業
		■国際交流イベント開催事業
	○スポーツや文化を通じた地域間交流の推進	■地域間交流事業
④協働によるまちづくりの推進	○住民参加型のまちづくりの推進	■住民参加促進事業
	○ボランティア団体、ＮＰＯ法人の活動支援	■ボランティア団体、NPO 法人活動支援事業
		■住民活動推進事業
⑤広報･広聴の充実	○行政情報の提供、発信の充実	■情報公開充実事業
	○住民ニーズの尊重	■住民ニーズ把握事業
⑥行政推進体制の充実	○新たな総合計画の策定	■新市総合計画の策定
	○電子自治体の構築	■住民サービス向上事業
	○分権型社会に向けての体制づくり	■行政効率化推進事業
		■政策発信推進事業
	○行政のスリム化実現	■庁舎施設整備事業
		■職員能力開発事業
		■民間委託（アウトソーシング）推進事業
⑦健全な財政運営	○堅実な財政運営の実現	■コスト削減推進事業
		■行政サービス・受益者負担適正化事業
	○分かりやすい財政情報の提供	■財務情報公開事業

②「みんながうるおい、のびのび暮らすまち」－教育・文化分野の主要施策と主要事業一覧

主要施策	施策	主要事業
①学校教育の充実	○教育内容の充実	■教育内容充実事業
		■社会体験事業
		■教員資質向上事業
	○教育環境の充実	■学校施設整備事業
		■学校情報基盤整備事業
		■学校給食施設整備事業
		■通学区の弾力的運用
		■幼稚園施設整備事業
		■教育施設整備事業
	○個性ある教育の実現	■市立高校特色創出事業
		■特色ある学校、幼稚園の運営事業
②高等教育の充実	○大学との連携による学習機会提供	■大学との連携事業
		■大学による体験入学事業
③青少年の健全育成	○体験活動を通じた青少年の育成	■体験活動推進事業
		■青少年相談充実事業

④生涯学習の振興	○生きがいにつながる学習機会の提供	■生涯学習施設整備事業
		■図書館機能整備事業
	○情報通信網を活用した学習機会の提供	■生涯学習情報提供事業
		■図書館情報ネットワーク事業
⑤スポーツ･レクリエーションの振興	○スポーツを通じた交流による地域活性化	■スポーツ大会開催事業
		■生涯スポーツ推進事業
	○スポーツを通じた健康増進	■スポーツ施設整備事業
⑥文化振興	○文化活動を通じた交流による活性化	■文化財保存活用事業
		■世界遺産活用事業
		■市民文化創造事業
		■文化施設整備事業
	○文化関連情報の発信による地域文化のＰＲ	■バーチャル美術館運営事業

③「みんなが元気に、躍動して暮らすまち」－産業・経済分野の主要施策と主要事業一覧

主要施策	施策	主要事業
①農業振興	○中核的農家に対する支援拡充及び農業生産基盤の強化	■農業振興対策事業
		■農業生産基盤整備事業
	○持続的農業の展開	■環境保全型農業推進事業
		■農業者と消費者の共生促進事業
		■農と食の文化伝承事業
②工業振興	○企業誘致に向けた支援の充実	■企業誘致助成事業
		■産業団地整備事業
	○産業育成に向けた支援の充実	■産業振興対策事業
③商業振興	○地域商業の活性化	■商業活性化事業
		■魅力づくりイベント開催事業
		■商店街電飾事業
		■活性化まちづくり事業
	○広域商業の充実	■広域商業誘導事業
④新産業の創出	○起業に向けた支援の充実	■起業支援事業
	○新産業育成モデル事業への支援	■コミュニティビジネス促進事業
		■ビジネススクール事業
⑤雇用､労働の充実	○就職支援体制の充実	■職業能力開発事業
		■シルバー人材センター充実事業
⑥観光･イベントの振興	○交流による観光振興	■高速道路や幹線道路を生かした観光交流施設整備事業
		■観光地づくり事業
	○イベントによる集客と地域ＰＲ	■イベント振興事業
⑦道路･歩道の整備	○一体性を強化する道路網の実現	■都市間道路整備事業
		■都市内道路整備事業
	○生活利便性を向上する道路網の実現	■生活道路整備事業
		■橋梁整備事業
⑧公共交通体系の確立	○便利で効率的なバス網の実現	■巡回バス運行事業
	○鉄道利便性の向上	■鉄道交通整備事業
		■鉄道増便要請事業
⑨情報通信のネットワーク化	○高速通信網の充実と活用	■高速通信基盤整備事業
		■住民サービス情報化推進事業

④「みんなが笑顔で、安心・安全・快適に暮らすまち」－都市基盤・生活環境分野の主要施策と主要事業一覧

主要施策	施策	主要事業
①交通安全対策	○交通安全教育の充実	■交通安全対策事業
	○交通安全施設の充実	■交通安全施設整備事業
②防災防犯対策	○防災機能の向上	■防災計画策定事業
		■防災機能向上事業

	○防犯体制の強化	■防犯施設整備事業
③消防救急体制の充実	○消防機能の強化	■消防庁舎施設整備事業
		■消防連携事業
	○救命率の向上	■消防設備整備事業
④街並みの整備	○土地利用計画の策定	■土地利用計画策定事業
	○良好な市街地の形成	■土地区画整理事業
		■中心市街地整備事業
		■駅前活性化事業
		■ユニバーサルデザインの導入事業
	○美しい街並み景観の形成	■景観形成事業
⑤住宅の整備	○公営住宅の供給	■住宅マスタープランの策定
		■公営住宅整備事業
⑥公園の整備と緑化の推進	○緑が豊かなまちの創出	■大規模公園整備事業
		■近隣公園等整備事業
		■公園緑化イベント事業
		■聖苑改修、墓地公園整備事業
	○緑の拠点のネットワーク化	■緑と花のネットワーク事業
⑦河川･池沼の整備	○親水機能の充実	■親水空間整備事業
	○治水対策	■河川整備事業
⑧汚水、雨水処理対策	○生活排水処理の推進	■公共下水道建設整備事業
		■農業集落排水整備事業
		■合併処理浄化槽普及推進事業
	○浸水対策の強化	■雨水排水施設整備事業
⑨上水道の整備	○新市の上水道整備計画の策定	■上水道整備事業
	○安定した水の供給	■上水道施設更新事業
⑩環境保全	○環境保全の充実	■環境基本計画の策定
		■環境教育事業
⑪廃棄物処理・ﾘｻｲｸﾙの推進	○廃棄物処理の充実	■新市一般廃棄物ごみ処理基本計画の策定
		■ごみ処理施設整備事業
	○循環型社会の構築	■廃棄物処理推進事業
		■バイオマス利用推進事業
		■農業集落排水汚泥リサイクル事業

⑤「みんながなごやかに、いきいき暮らすまち」－　健康・福祉分野の主要施策と主要事業一覧

主要施策	施策	主要事業
①児童福祉の充実	○子育てしやすい環境づくり	■次世代育成支援行動計画の策定
		■保育所施設整備事業
		■特別保育事業
		■放課後児童クラブ整備・充実事業
		■地域子ども教室設置事業
		■ファミリーサポートセンター充実事業
		■子育て情報のネットワーク事業
		■未就学児の医療費無料化事業
		■病後児保育事業
②障害者（児）福祉の充実	○ノーマライゼーション社会の実現	■障害者長期基本計画の策定
		■障害者福祉施設整備事業
		■社会参加促進事業
		■障害者医療費助成事業
③地域福祉の充実	○地域福祉を支える活動の強化	■地域福祉充実事業
④高齢者福祉の充実	○高齢者福祉環境の充実	■高齢者保健福祉計画の策定
		■高齢者福祉施設整備事業
		■高齢者ミニデイサービス事業
	○介護保険事業の推進	■介護保険事業計画の策定
⑤医療環境の充実	○地域中核病院の充実	■伊勢崎市民病院設備整備事業
	○救急医療体制の充実	■救急医療充実事業
⑥健康づくりの充実	○健康づくりの推進	■健康づくりプランの策定
		■健康づくり支援事業
		■健康づくり施設整備事業
	○予防意識の普及	■予防啓発推進事業

用語解説

■ア行

【ＩＴ】
Information Technology（インフォメーション　テクノロジー）の略したもので、情報技術のこと。

【イルミネーション】
多数の電球、電灯を灯して、建築物や歩行者空間などを飾ること。

【インターネット】
世界的規模のコンピューター通信網のこと。職場、家庭にも急速に普及し、情報化社会の実現に貢献している。

【ＮＰＯ】
特定非営利活動法人のこと。利益は追求せず、特定の社会的使命の実現を目的とした活動を行う団体のこと。

【ＬＧＷＡＮ】
Local Government Wide Area Network の略。地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワークのこと。地方自治体間のコミュニケーションの円滑化や情報共有化、行政事務の効率化等を目指すもの。

■カ行

【カウントダウンイベント】
新年や大規模なイベントなどを迎えるとき、迫り来る時間などを数える催しのこと。

【行政評価システム】
行政の政策、施策、事務事業について、一定の基準、指標をもって評価すること。コストや成果を分析し、行政サービスの向上を目指すことができる。

【ケアハウス】
身体機能がやや低下した高齢者に対して、多少のサポートを行うことによって高齢者の自立した生活を支援する施設のこと。

【コーディネイト】
物事を調整してまとめること。また、調整する人をコーディネーターという。

【コミュニティビジネス】
住民自らが地域のニーズや課題の解決するために、ビジネス手法と使って地域に貢献していく公益性の高い事業のこと。

■サ行

【生涯スポーツ】
生涯の各時期にわたり、それぞれの体力や年齢などに応じてスポーツに親しむこと。スポーツを通じて健康増進を図り、地域での交流を促進していくこと。

【住宅マスタープラン】
各自治体が地域の特徴を踏まえて、良好な住環境を整えるためにつくる総合的な住宅計画のこ

と。

【ショートステイ】
家庭で生活する高齢者や障害者が、介護者が病気や旅行などで一時的に介護が困難になった時に短期間施設に滞在して生活のサービスを受けること。

【シンクタンク】
様々な領域の専門家を集めて社会開発や政策決定などの問題を研究し、具体的な解決案を提案する機関のこと。

【全国都市緑化フェア】
緑化意識の高揚、緑化の知識向上等を目的に、（財）都市緑化基金及び開催都道府県・市町村が主催する緑と花の祭典。昭和 58 年に第 1 回目から平成 15 年まで 20 回開催され、開催期間中は 100 万人以上の入場者を集め、地域経済への波及効果も大きいとされている。

■タ行

【地域コミュニティ】
地域社会を構成する人や組織などが、それぞれの役割分担のもとで相互に連携した共同体のこと。

【デイサービス】
介護が必要な高齢者などに対して、食事、入浴、趣味、日常動作訓練などの日帰りケアを提供すること。

【ディスポーザー】
生ごみを細かく砕き，水と一緒に排水する装置のこと。ゴミの減量化に貢献する。

【電子自治体】
インターネット等の情報通信技術を活用し、住民や事業者に対してより便利で質の高いサービスを提供する自治体のこと。

【都市計画マスタープラン】
各自治体の目指すべき将来都市像やその整備や進め方を明らかにした、都市計画に関する基本的な方針。

■ナ行

【ノーマライゼーション】
高齢者や障害者などが特別視されることもなく、ごく普通に生活できる社会を実現していく考え方。

■ハ行

【パーク・アンド・ライド】
最寄りの駅に駐車し（パーク）、そこから電車など公共交通機関に乗って（ライド）通勤する方法のこと。

【バーチャル】
「仮想」「仮想空間」の意味。実際には存在しないが、インターネットの世界などに仮想の美術館を作ることができる。

【パートナーシップ】
住民、企業、行政などが、それぞれの立場に応じた役割を分担し、友好的な協力関係を築くこと。

【ハイウェイオアシス】
高速道路の休憩施設と隣接した都市公園が一体となった複合余暇施設。高速道路と都市公園の利用促進を図ることができる。

【バイオマス】
生物資源という意味。木材、糞尿、廃棄物、生ごみなど有機物で新たなエネルギーとなる資源のこと。

【バザール】
野外の露天市場など、多種多様な品物が販売される市場。

【パブリックコメント制度】
計画立案等に際して原案を公表して住民・事業者から意見を求め、その意見を取り入れて、最終的な意思決定を行う制度。

【ＰＦＩ（ピーエフアイ）】
Private Finance Initiative（プライベート　ファイナンス　イニシアチブ）の略で、民間の資金、経営能力を活用して公共事業を進め、効率的な公共サービス提供を行う事業手法である。

【ビジネスモデル】
製品やサービスを提供して利益をあげる商売・事業の仕組みのこと。

【ファミリーサポートセンター】
育児支援が必要な人と、育児を応援したい方人が相互に会員となり、育児を助けあう会員組織のこと。

【フリーマーケット】
家庭の不要品などを安く譲り、リサイクルにも貢献する不要品市のこと。

【プロムナード】
遊歩道、散歩道のこと。

■マ行

【マーケティング】
顧客（住民）が求めているものを見つけ、それを満たしていく活動のこと。

【モニター制度】
アンケートや会議等を通して、住民から行政に関する意見・要望を尋ね、市政に反映していく制度。

■ヤ行

【ユニバーサルデザイン】
高齢者や身体障害者だけでなく、誰もが使いやすいものにしようとするデザイン。